

## 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和3年1月5日(火) 午前9時56分～午前10時52分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩
17	(欠員)	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	玉川隆則	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	堀内保宏	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	12	川本由紀美				
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		都築専門員(農政)		土居主事(農政)	
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		山田主査	
⑧	会議の内容	議案第1号	農地法等に関わる専決案件の報告について				
		議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第4号	非農地証明について				
		議案第5号	農地振興地域整備計画の変更について				
		議案第6号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長） 只今から令和3年第1回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、幸野会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、幸野会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。  
 本日の出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。  
 本日、12番 川本由紀美委員より欠席の報告を受けております。  
 また、17番 石岡猶一委員のご逝去に伴い、現在農業委員1名の欠員となっております。  
 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。  
 まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
 議事録署名委員に、14番 山首憲市委員、15番 大野定徳委員を指名いたします。  
 次に、日程第2、書記の指名を行います。  
 本日の会議の書記に事務局の土居主事を指名いたします。  
 それでは、日程第3、議案審議に入ります。  
 まず、議案第1号『農地法等に関わる案件の報告について』を議題といたします。  
 事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 失礼いたします。  
 議案第1号「農地法等に関わる専決案件について」ご報告申し上げます。  
 議案書1ページ、ならびに別紙「議案説明資料」1ページから5ページまでを、併せてご覧ください。  
 1番河辺町三嶋の土地、2筆合計162.44㎡の案件は、河辺駐在所の移転建築のため申請地を借り受けようとするものですが、これにつきまして申請人から急を要するとのことでしたので、去る令和2年12月9日に運営委員会を急遽開催し、10人の委員さんにご審議いただきました。  
 そして12月10日には農業委員会の意見書を添付し、県に申請書を送付しましたが、その後、申請人である大洲市が、本申請地は平成2年3月6日に喜多郡河辺村が、河辺ふるさと公園の駐車場用地として土地収用法第3条第32号により収用したことを立証し、令和2年12月14日に法務局により田から雑種地に地目変更がされたため、転用許可不要となってしまいました。  
 運営委員の皆様にはご迷惑をかけましたことを、深くお詫び申し上げます。また、本件につきましては来月の定例総会に、申請取下げの議案呈上をさせていただきます。  
 以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長（会長） 只今事務局より報告の説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑も無いようですので、専決案件については報告のとおり承認することにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	<p>ご異議無いものと認め、本案は報告のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (専門員兼農政係)	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>1番、東大洲の土地、田1筆・2, 311㎡。3年間の使用貸借権の設定になります。</p> <p>所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行う予定です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>2番、菅田町大竹の土地、畑3筆・263.09㎡、樹園地2筆・799㎡。贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き、野菜等の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>3番、肱川町名荷谷の土地、田2筆・2, 660㎡、樹園地3筆・1, 497㎡。贈与による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き水稻及び果樹の栽培を行う予定です。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>以上、3件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。
3番	<p>失礼いたします。</p> <p>それでは1番案件のご説明をいたします。議案説明資料6ページも参考にしてください。</p> <p>使用貸借権の設定になります。</p> <p>申請地は、大洲警察署の東南約400mにある田で現在も良好に管理されています。借受人は内子町在住ですが、耕作しやすい農地において農業経営を行いたいとの意向で、今回3年間の使用貸借契約を結んでおります。</p> <p>借受人は、夫婦で年間を通して農業に従事していることから問題はないと思われまます。</p> <p>その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。特に第5号関係についても大洲市での経営面積は今回申請の2, 311㎡ですが内子町のもの合わせると3, 000㎡を超えるため問題はないものと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

議長（会長）

はい。2番。

13番

失礼いたします。

2番案件についてご説明いたします。議案説明資料7ページをご覧ください。

2番案件は、贈与での所有権移転となります。

申請地は、譲受人の実家付近の畑3筆と少し離れた場所にある樹園地2筆になります。樹園地には栗が植栽され、畑も管理耕作の状態になっています。

譲渡人の母が高齢となり農業経営が困難になっていることから、所有している農地の一部を後継者に贈与することになり、今回の申請に至っています。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

議長（会長）

3番、お願いします。

33番

失礼いたします。

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

贈与での所有権になります。

申請地は、正山自治センターの北、約1kmにある嘉城集会所付近にある田2筆と樹園地3筆になります。現在も良好に管理されていました。

譲渡人は市外に在住であり、農地の管理が困難なことから申請地付近に住む譲受人に無償で譲ることになりました。譲受人は、専業農家として家族5人で農業経営にあたっており、年間を通して農業に従事していることから所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局  
(専門員兼農政係)

事務局の説明を求めます。

失礼いたします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ、ならびに別紙「議案説明資料」9ページから27ページまでを、併せてご覧ください。

1番西大洲の土地、3筆合計485㎡の案件は、借受人は現在借家に居住しているが狭くて不便なため、自己住宅を建築するために申請地を借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南西に約1.7kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番徳森の土地、169㎡の案件は、申請地は県道に面し、利便性が高く住宅地として需要が見込まれるため、建売住宅を建築するために、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約4.3kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番東大洲の土地、1,120㎡の案件は、申請地は市道に面し、住宅地として需要が見込まれるため、宅地造成し分譲事業を行うために申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約1.5kmのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第二種中高層住居専用地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

4番北只の土地、363㎡の案件は、譲受人世帯は現在借家に居住しているが、子供が成長し手狭で不便であるため、自己住宅を建築するために、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は大洲市中心部から南南東に約1.1kmのところに位置し、300m以内に自動車専用道路の入口が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、4件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番、お願いします。

1番

失礼します。

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の9ページから12ページを参考にしてください。申請地は、11ページの位置図のとおり、久米小学校から南西へ約600mに

位置する農地になります。

まず立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また第4号の「周辺農地等への影響」ですが、12ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地がありますが、これは貸渡人の農地であり特に問題ないものと思われま

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

続いて、2番お願いします。

6番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の13ページから17ページを参考にしてください。申請地は、14ページの位置図のとおり、平小学校から南東へ約60.0mに位置する農地になります。

まず立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、16ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは譲渡人の農地であり、特に問題ないものと思われま

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

はい。3番お願いします。

3番

失礼いたします。

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の18ページから22ページを参考にしてください。申請地は、19ページの位置図のとおり、北中学校から北東へ、約200mに位置する農地になります。

まず立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、21ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて、4番。

9番

失礼をいたします。

それでは、4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の23ページから27ページを参考にしてください。申請地は、25ページの位置図のとおり、南久米公民館から北東へ約700mに位置する農地になります。

まず立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、26ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは譲渡人の農地であり、特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今地元委員さんから説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第4号『非農地証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

（専門員兼農政係）

失礼いたします。

議案第4号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ、並びに別紙「議案説明資料」28ページから37ページまでを、併せてご覧ください。

1番柳沢の土地、4筆合計2,484㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地を平成11年に取得したが、その時既に耕作されておらず、そのまま20年以上耕作しなかったため、現在は、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことと

でございます。2番肱川町宇和川の土地、1,343㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地に昭和45年頃杉を植林し、そのまま放置していたため、現在は、農地への復旧が著しく困難な状態にな

のことでございます。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

16番

失礼します。

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の31ページから34ページを、参考にしてください。申請地は33ページの位置図のとおり、平野公民館から南西へ約2.9kmに位置する農地になります。

申請によりますと、申請地は急峻で農機具が通る道路もないことから、20年以上前から耕作を放棄しており、現在では、農地への復旧は著しく困難との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも耕作放棄後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま

す。よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

続いて、2番。

32番

失礼します。

2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の34ページから37ページを、参考にしてください。申請地は36ページの位置図のとおり、大洲高校肱川分校から西南西へ約2.8kmに位置する農地になります。

申請によりますと、昭和45年頃に杉を植林し、そのまま放置していたため、農地への復旧は著しく困難との申し出です。

申請者の申立、現地調査による杉の生育状況などから、少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま

す。よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。



事務局  
(専門員兼農政係)

次に、議案第5号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

失礼いたします。

議案第5号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

議案書5ページをご覧ください。今回は、農用地区域への編入1件でございます。

1番、野佐来の土地、7筆、計2,734㎡の案件は、農地中間管理機構関連整備事業により基盤整備を行うことで、機構による担い手への農地の集約化を加速するため編入を行うものでございます。

申出地は、昨年7月の第7回定例総会で農用地区域編入をご審議頂いた地域にあり、整備事業で計画されている土地に該当しております。

以上1件、7筆、計2,734㎡となっております。

ご審議のほどお願いいたします。

議長(会長)

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑も無いようですので、原案のとおり農用地区域へ編入することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに致します。  
次に、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局  
(専門員兼農政係)

失礼します。

議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。

議案書の6ページから、ご覧ください。

新規案件のみを説明させていただきます。

4番、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定します。

7ページの5番から9ページの14番まで、水稻・麦を栽培するため、「えひめ農林漁業振興機構」へ貸借権及び使用貸借権を5年間設定します。

15番、野菜を栽培するため、貸借権を5年間設定します。

18番、19番、野菜を栽培するため、使用貸借権を5年間設定します。

20番、21番、水稻及び野菜を栽培するため、使用貸借権を5年間設定します。

以上、利用権設定・件筆数、24件・40筆、利用権設定総面積、43,834㎡。

続いて、所有権移転の案件です。議案書13ページをご覧ください。

1番、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により菅田の農地を取得しようとするものです。

菅田町菅田の土地、田2筆・計2,016㎡。利用目的は水稻栽培です。

以上、所有権移転・件筆数、1件・2筆、所有権移転総面積、2,016㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。